

板橋区高齢者安否確認コール事業実施要綱

(令和 5 年 1 0 月 3 0 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとりぐらし等の高齢者に対して、定期的な架電による安否の確認及び孤立の解消を行い、電話が不通の際に緊急連絡先として予め登録した者等へ連絡することでその者による安否確認を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 高齢者安否確認コール事業（以下「事業」という。）を実施するため、おとしより保健福祉センター内に高齢者安否確認コールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置する。

(事業)

第 3 条 コールセンターが実施する業務は、以下のとおりとする。

- (1) 第 4 条の対象者への定期的な架電による安否確認
- (2) 前号に付随する相談の受付、助言及び情報提供
- (3) 第 1 号による電話が不通時の緊急連絡先登録者又は支援者（庁内関係部署、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等）への連絡
- (4) 前 3 号のほか区長が必要と認める事業

(対象)

第 4 条 事業の対象者は、原則として次の各号の全てを満たすものとする。ただし、区長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

- (1) 板橋区内に住所を有し、65 歳以上のひとりぐらしの者（65 歳以上の者のみの世帯や同居家族等による安否確認が困難な状況にある世帯を含む。）
- (2) 第 7 条第 1 項の規定による申請の時点において、電話に応答することができ、自身の心身の状態や暮らしの状況等について説明できる者
- (3) 安否確認のための電話が不通の際に駆けつける等の対応がとれる緊急連絡先を登録することができる者

(営業日)

第 5 条 コールセンターは、次の各号を除いて営業するものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日

(3) 1 月 2 日及び同月 3 日

(4) 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日

(電話相談員)

第 6 条 コールセンターに、次の各号に掲げる要件を備えた電話相談員を置くものとする。

(1) 高齢者福祉に関する理解と熱意を有すること。

(2) 相談及び助言する能力を有すること。

(3) 原則として板橋区内に住所を有すること。

(申請及び決定)

第 7 条 この事業を利用しようとする者は、利用申請書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、第 4 条各号に定める資格要件を有するか否かを調査し、利用の可否を決定する。

3 区長は、前項による決定をしたときは、決定通知書又は却下通知書により通知する。

(決定の取消し及び通知)

第 8 条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、決定を取り消すことができるものとし、資格喪失通知書により通知するものとする。

(1) 第 4 条各号に定める資格要件がなくなったとき。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成23年法律第26号）第 5 条による登録を受けたサービス付高齢者向け住宅及び板橋区立高齢者住宅（けやき苑）等（以下「老人福祉施設等」という。）に入所したとき。

(3) 電話機の故障や電話回線の解約等により電話に応答することができない状況が長期的に継続したと認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めたとき。

(届出義務)

第 9 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。ただし、第 3 号に掲げる事由に該当したときは、利用者の相続人等が届け出るものとする。

(1) 第 4 条第 1 号に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 事業の利用を辞退するとき。

- (3) 死亡したとき。
- (4) 入院又は施設入所することとなったとき。
- (5) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (6) 緊急連絡先の登録内容に変更があったとき。

(委託)

第10条 区長は、事業の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他この要綱を施行するために必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。